賃銀 〃 最高約四円五十銭 最低一円五十銭
職工種類 〃 常傭職工、受負職工（臨時工）約四十九名
受負職工ハ主として機械組立工にして何れも最も多数なり。
~~争議団[illegible]本部~~
争議団本部 〃 市外西巣鴨池袋一三二 久保方（実地調査）

罷業の原因

七月十日会社が一般職工に対し慰労金として日給三日分を与へたが、尚会社は臨時工を除く常傭工のみに対し内密に一円五十銭を与へたる事を臨時工側の知るところとなり、何故の差別かを会社側に詰問したところ、会社側は常傭工は臨時受負工とは異り何十年も勤めて居れば、其の意味に於て与へたのとの答弁なりしかば、とにかくも事なきを得たるが、更に職工側は最近会社が職工を解雇するの意ありとの由なるが事実なりやと質したるに、会社側は之を否定すと答へたり。

然るに七月二十六日？会社側は突然以上の首謀者として目する工者五名を解雇したれば、職工側は大いに奮起したのであるが、更に其の中の二名が、会社側から附近の料亭に個人を軟禁されつゝある事実を目撃して益々激昂して、其の不穏会を責めたるところ、会社側は何ら解雇を取り消す旨通知したれば、職工側は之れ会社側が五名を思ひ棄てるものなりとして、遂に左の如き要求を提出したり

一、~~職工~~会社は向後三ヶ年絶対に解雇せざる事
一、若し解雇の場合は、平素の日給の三ヶ月分を支給する事（以上が主要）